

地籍調査の推進に関する提言・要望

地籍調査について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

地籍調査事業を円滑に推進するため、必要かつ十分な業務支援と財政措置を講じること。また、土地所有者の追跡調査が円滑に遂行できるよう必要な措置を講じること。